

裾野市議会  
議会改革特別委員会

活動報告書

平成30年12月～令和2年9月

—活動の経過概要—

	開催日	内容
第 1 回	平成 31 年 2 月 1 日	<p><b>[決定事項]</b></p> <p><b>分科会の割り振り及び分科会長について</b></p> <p>第 1 分科会「議会基本条例の見直し」 4 名 井出悟（分科会長）、賀茂博美、小田圭介（副委員長）、土屋主久</p> <p>第 2 分科会「政策討論の活性化」 4 名 中村純也（分科会長）、小林俊、岡本和枝（委員長）、勝又利裕</p> <p>第 3 分科会「議会の ICT 化」 5 名 勝又豊（分科会長）、三富美代子、杉山茂規、岩井良枝、増田祐二</p> <p>第 4 分科会「広報・公聴機能の改善強化」 6 名 佐野利安（分科会長）、土屋秀明、内藤法子、二ノ宮善明、 村田悠、浅田基行</p> <p><b>その他</b></p> <p>○議会人事のあり方、議決事項、内規・申し合わせの見直しについて第 1 分科会の小テーマに加える</p> <p>○各種審議会・委員会への議会対応について第 4 分科会で小テーマに加えるか協議する</p> <p>○各分科会で「なぜその結論に至ったか」及び「結論」について記録を残す</p> <p>○各分科会の記録は全議員に展開する</p>
第 2 回	2 月 22 日	<p><b>[決定事項]</b></p> <p><b>費用弁償について</b></p> <p>○分科会を費用弁償の対象としない</p> <p><b>その他</b></p> <p>○分科会の記録は事務局に提出しそれを全議員にメールで送付する</p> <p>○予算要求を伴う案件については 8 月中旬までに結論を出す</p>

<p>第 3 回</p>	<p>4月15日</p>	<p><b>【報告事項】</b>  第1分科会  ○基本条例および予算審査の方法の見直しについて進捗を報告  第3分科会  ○議会 ICT 化の目的、効果、方法について研究結果を報告  第4分科会  ○各種審議会・委員会への議会对応については取り組まない  ○行政視察報告書について今回のホームページ掲載は見送り、今後については継続協議とする</p> <p><b>【決定事項】</b>  第2分科会  ○毎定例会終了後、政策討論課題を提出する機会を設け、その期限を定例会後2週間以内とする  第3分科会  ○議会 ICT 化について予算措置を必要としない手段を進める  ○システム業者を交えた勉強会を開催する</p>
<p>第 4 回</p>	<p>令和元年 5月29日</p>	<p><b>【報告事項】</b>  第1分科会  ○予算決算審査の効率化について当局を含めた検討状況を報告  第2分科会  ○政策討論会につながる政策討論議題の提出期限について周知  第3分科会  ○議会 ICT 化について検討状況を報告  第4分科会  ○全議員から集めた広報広聴に係る課題、改善案の調査結果について報告</p> <p><b>【決定事項】</b>  第3分科会  ○議会 ICT 化について議会としては進めていくことを決定</p>

第 5 回	8月28日	<p><b>【報告事項】</b>  第1分科会  ○補正予算所及び主要事業説明書を一つにすることについて財政課との協議状況を報告  第3分科会  ○タブレットの導入について他市町への視察も含め検討状況を報告  ○タブレット導入に係る試算について報告  ○委員会会議録についてホームページ掲載を進めている旨報告  第4分科会  ○議場映像配信について、録画設備の整備に係る試算について報告</p> <p><b>【決定事項】</b>  <b>予算要求が必要な案件の優先度について</b>  ○優先度については分科会長会を開催し協議することを決定</p>
第 6 回	9月12日	<p><b>【報告事項】</b>  委員長より  ○予算要求の必要な案件について分科会長会の優先順位に関する協議結果を報告  第3分科会  ○議会のICT化について検討状況を報告</p> <p><b>【決定事項】</b>  <b>議会ICT化について</b>  ○第3分科会以外も関わり、全体で進めていくことを決定</p>
第 7 回	10月8日	<p><b>【報告事項】</b>  第1分科会  ○予算書及び予算付属説明書の統合を含めた説明資料の改善について財政課との協議状況を報告  第3分科会  ○ICT推進基本計画、スケジュール表、使用基準について案を配布  第4分科会  ○試験的録画配信について録画の状態について共有</p> <p><b>【決定事項】</b>  第4分科会  ○一般質問及び代表質問について議会としては配信する方向で当局との協議に進むことを決定</p>

<p>第 8 回</p>	<p>11月25日</p>	<p><b>【報告事項】</b>          委員長          ○これまでの取り組み状況について整理          第1分科会          ○議会基本条例の見直し検討状況について報告          第2分科会          ○政策討論会実施要項について検討状況を報告          第3分科会          ○各議員からの意見を反映した第1次裾野市議会 ICT 推進基本計画及び ICT 機器使用基準案について配布、説明          第4分科会          ○9月定例会の一般質問及び代表質問の録画配信について当局との調整状況を報告          ○広聴について各議員からのアンケートを反映させ議会報告会、意見交換会についてまとめていく  <b>【決定事項】</b>          第2分科会          ○議会報告会実施要項の見直しについて第2分科会が担当することを決定          第3分科会          ○タブレット利用に係る個人負担分について1人2,000円とすることを決定</p>
<p>第 9 回</p>	<p>令和2年 3月18日</p>	<p><b>【報告事項】</b>          第1分科会          ○例規関係の見直し状況について報告          第2分科会          ○議会報告会実施要項見直しについて検討状況を報告          第3分科会          ○第1次裾野市議会 ICT 推進基本計画及び ICT 機器使用基準の案について状況報告          第4分科会          ○分科会長の変更について報告 佐野利安→浅田基行</p>

第 10 回	5月11日	<p><b>【報告事項】</b></p> <p>第1分科会 ○議会運営に関する決定事項、申し合わせ事項、議会報告会実施要項、傍聴規則について見直しの状況を報告</p> <p>第2分科会 ○政策討論会実施要項改正案について意見聴取段階であることを報告</p> <p><b>【決定事項】</b></p> <p>第3分科会 ○裾野市議会 ICT 機器使用基準について承認</p>
第 11 回	6月17日	<p><b>【報告事項】</b></p> <p>第1分科会 ○傍聴規則、申し合わせ事項、予算決算委員会に関する決定事項、予算決算委員会運営要綱の改定案を提示</p> <p>第3委員会 ○オンライン会議の検証状況について報告</p> <p>第4分科会 ○一般質問の録画公開について指針及び規定案を提示 ○一般質問（6月定例会）の録画配信手順について説明</p> <p><b>【決定事項】</b></p> <p>第2委員会 ○政策討論会の議題提出者を拡大した政策討論会実施要項改正案を承認</p>
第 12 回	8月17日	<p><b>【報告事項】</b></p> <p>第1分科会 ○議会基本条例改正案について当局との協議状況を報告</p> <p>第3分科会 ○タブレットの納入業者選定について報告</p> <p>第4分科会 ○一般質問（6月定例会）の録画配信が開始されている ○広報広聴委員会については会派代表者会議で議論中</p> <p><b>【決定事項】</b></p> <p>第1分科会 ○申し合わせ事項、予算決算委員会に関する事項、傍聴規則について改正案を承認</p>
第 13 回	9月10日	<p><b>【報告事項】</b></p> <p>各分科会長より次期への申し送り事項について報告</p>

—分科会の活動記録—

第1分科会 全19回、第2分科会 全6回、第3分科会 全25回、第4分科会 全6回

## —活動の結果—

### 議会基本条例の一部改正

#### ◇基本条例の位置付け：第23条（継続的検討）

議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

- 裾野市議会基本条例の施行から7年が経過し、内容の見直しを行った。
- 第8条の「議会報告会」を、多様な住民意思・意見を聴取する場として「意見交換会」に名称変更をした。
- 第10条3号の「（・・・執行機関の主宰する審議会等に）参加しない」を「・・・委員の選出及び派遣をしない」に改める。
- 第11条（法96条第2項の議決事項）を第11条（制度の積極的活用）に改める。裾野市総合計画策定条例が提出されたことに伴い、第11条1号の基本構想並びに基本計画を議決事項としないことに決定した。
- 第21条（政務活動費）第2項中、「政務活動費の使途について」の次に「積極的に使途の公開を行い」を加え、「説明責任を負う」を「説明責任を果たさなければならない」に改める。
- 第9章「継続的検討及び見直し」を「継続的検証及び見直し」に改める。
- 第23条の見出しを「（継続的検証）」に改め、同条中「必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。」を「~~必要に応じて~~この条例の検証及び見直しを行うものとする。」に改める。
- 第13条（予算及び決算における政策説明）に基づき、分かりやすい予算、決算の説明・資料を求めて、直ぐに取り組める対策を念頭に執行部と議論を重ねる。

### 議会だより編集委員会を改編し、広報広聴委員会の設置

#### ◇基本条例の位置付け：第4条（委員会及び委員会活動）

議会は、議案その他多様な政策等を効率的、かつ、詳細に審査するとともに、新たに生ずる行政課題等に迅速、かつ、的確に対応するため、事案の専門性、特性等を考慮し、地方自治法に規定する委員会を適切に設置し、及び活用するものとする。

- 議会の広報広聴機能強化のため、議会だより編集委員会を改編し、広報広聴委員会を設置する。広報広聴委員会は常任委員会とする。
- 広報広聴委員会の所管事項は、（1）広報紙（議会だより）の編集、発行に関すること（2）意見交換会に関すること。
- 委員会の定数は6名。各常任委員会から2名を互選する。1名は副委員長とし、残り1名は委員から互選する。
- 広報広聴委員会の設置については、会派代表者会議で協議された。

- 議会だより編集委員会を広報広聴委員会とすることで、9月議会で委員会条例と会議規則の一部改正をおこなった。

## 政策討論会実施要綱の全部改定

◇基本条例の位置付け：第15条（政策討論会）

議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対し、認識を共有し議論を深めるため、必要に応じて政策討論会を開催するものとする。

- 政策討論の活性化については、常任委員会での自由討論や、政策討論会の開催など現行の制度で対応できるが、充分機能していなかった。
- 政策討論会実施要綱を見直す事で、政策提言できる機会（環境）の創出を図った。
- 討論会は全議員で構成し、座長は議長、副座長は副議長とする。
- 討論会の議題提案は、会派代表者と会派に属さない議員であったが、議員、会派、常任委員会、特別委員会が提案できるようにした。
- 政策討論会議題提案書の様式を定めた。
- 討論会の議題の決定と運営は、会派代表者会議から議会運営委員会で行うようにした。
- 討論会は、議会運営委員会の要請に基づき座長が招集し、主宰する。
- 議題に関係する議員以外の者の出席を認めることにした。
- 討論会の意見は、（1）常任委員会及び特別委員会における政策立案 （2）執行機関への政策提言 （3）その他議会における政策形成への反映 に活用する。
- 討論会の会議概要は公開する。

## 会派及び会派代表者会議規定の一部改正

◇基本条例の位置付け：第5条（会派）

議員は、議会活動を行うため、基本的政策が一致する議員をもって、会派を結成することができる。

- 政策討論会実施要綱の見直しで、討論会の議題決定と運営を議会運営委員会が行うことにより、会派及び会派代表者会議の所掌事務から、「政策討論会の開催に関すること」を外す一部改正。

## 申し合わせ事項の一部改正

- 時代にそぐわない、禁煙に関する事項の全文削除。
- 議会だよりに関する事項の全文削除。議会だよりの編集・発行については、広報広聴委員会で対応する。

- 議案の委員会付託の事項については、実情に合わせ精査した。
- 予算決算委員会に関する部分は全文削除。申し合わせ事項から外出し、予算決算委員会運営要綱として定めた。

## 議会傍聴規則の一部改正

- 傍聴席に車椅子スペースがあることを明示。
- 委員会室に傍聴席を設けることができるよう規定。
- 児童・乳幼児が傍聴席に入れないとする規則を外す。
- 「外とうおよびえり巻」を「コート及びマフラー」に変更。
- 傍聴中、携帯電話等の音がしないよう求める。
- 「映画」を「動画」に変更。
- その他、文言の精査。

## 第1次裾野市議会 ICT 推進基本計画策定

### ◇計画策定の目的

「市民に開かれた市議会」の一層の実現と、効率的で迅速な議会運営、議会の活性化など、市民に信頼される議会となるため、その有効手段の一つとして ICT の積極的活用を推進する。

### ◇基本事項

- 議会情報を分かりやすく市民に公開する。
- 議会への市民参加と関心の向上を図る。
- 効率化・活性化など議会改革を積極的に推進する。
- ICT を積極的に活用した新たな議会運営を行う。

### ◇推進事業

- 広報広聴の強化
- ペーパーレス化推進
- 議員の ICT 活用能力の向上
- 議会の ICT 環境整備
- セキュリティ対策の強化

## 裾野市議会 ICT 機器使用基準の策定

◇裾野市議会 ICT 推進基本計画に基づき策定。

◇目的：ICT 機器の使用に関する必要事項を定める。

- 議長は、会議等およびその他の議員活動に使用するため、議員に ICT 機器端末を貸与する。
- ICT 機器の使用について、議長への許可申請書の様式を定める。
- グループウェア等の利用者を定める。
- 遵守事項 6 項目、禁止事項 2 項目、セキュリティ対策等を定める。

## 議会 ICT 化・タブレット機器の導入

◇裾野市議会は、平成 26 年に議会改革特別委員会を設置して以降、ICT の必要性や有用性について議論を重ね、平成 29 年には、市に対して IT 利活用に向けた提言を行った。

◇平成 30 年 12 月に設置した議会改革特別委員会では、議会 ICT 化を分科会テーマの一つにした。

- 全国導入事例の調査分析、ICT 化の目的効果、環境整備、予算措置等に関し研究した。
- 会議システムの比較検討、2 社による会議システムの調査勉強会。
- 端末を導入している、御殿場市議会と長泉町議会を視察。
- ICT 化費用とメリットの資料配布と、令和 2 年度予算要求。
- ICT 推進基本計画、ICT 機器使用基準策定。
- タブレット機器使用に対する負担金は、政務活動費から月額 2,000 円とする。
- ビデオ会議システムについて検討。

## 録画配信に関する規定・録画映像編集指針の策定

◇基本条例の位置付け：第 9 条（議会広報の充実）

議会は、市政に係わる情報を、議会の視点から市民に対して十分な情報公開を行うものとする。

- 現在、本会議での議員の議決の賛否や、一般質問・代表質問等の情報は、年 4 回発行の議会だよりやホームページでの公開を行っている。それに加えて、インターネット上に本会議一般質問、代表質問の録画映像を配信する。
- 映像配信に関し、編集・期間・権利・位置付け・免責などの規定を設けた。
- 規定に基づき、録画配信のための編集指針を定めた。
- 令和 2 年 6 月定例会一般質問より映像配信を開始。代表質問は 9 月定例会より対応する。

## 次期議会改革特別委員会への提案

### 1. 議会運営に関する決定事項の遵守

全員協議会の開催について、毎月協議のうえ実施する（定例会月は除く）と規定している。決定事項に則り運営できない課題について検証し、決定事項を遵守するための取り組みが必要である。

2. 議会基本条例ほか、例規関係を見直す際の活動に対し、専門的知見からのアドバイスや議会の資質向上のための仕組みの検討が必要ではないか。

3. 政策討論会実施要綱の改正を行ったが、提案の議題内容がどこを目指すのか基準（手法）がない。手法については、標準化できないか。

4. 「市民に開かれた市議会」の実現と、効率的で迅速な議会運営のため、有効手段の一つとして ICT の積極的活用がある。「第1次裾野市 ICT 推進基本計画」に基づき更なる推進を図ること。

5. 録画配信が始まったが、機器の更新を考慮することや、編集作業への議会の責任など、次期議会改革特別委員会でのいっそう進んだ論議が必要。